ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

(ﾘ)　企画割引「九州ツーリングプラン」

イ）割引をする自動車

A　乗り放題プラン

ニ）Aに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、別添１－１及び別添１－２に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハ並びに別添１－３及び別添１－４に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はロで、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類別	発着エリア	周遊エリア	利用日数	軽自動車等
乗り放題プラン	—	熊本・佐賀・長崎コース	２日間	3,000
	—	熊本・大分・福岡コース	２日間	3,000
	—	熊本・宮崎・鹿児島コース	２日間	3,500

なお、上表における利用日数は、次のＡのとおりとする。

Ａ　２日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大２日間

ハ）実施する期間

平成30年４月27日から平成30年11月30日まで

ニ）適用区間

A　周遊エリア

(A)　熊本・佐賀・長崎コース

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	古賀インターチェンジから八代ジャンクションまで
九州横断自動車道長崎大分線	長崎インターチェンジから鳥栖インターチェンジまで及び鳥栖ジャンクションから筑後小郡インターチェンジまで
八代日奈久道路	全区間
長崎バイパス	全区間
武雄佐世保道路	全区間
佐世保道路	全区間

(B)　熊本・大分・福岡コース

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	門司インターチェンジから松橋インターチェンジまで
九州横断自動車道長崎大分線	鳥栖ジャンクションから大分米良インターチェンジまで
東九州自動車道	北九州ジャンクションからみやこ豊津インターチェンジまで、椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまで及び大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで
椎田道路	全区間
宇佐別府道路	全区間
日出バイパス	全区間

(C)　熊本・宮崎・鹿児島コース

路線名	対象区間
九州縦貫自動車道鹿児島線	熊本インターチェンジから鹿児島インターチェンジまで
九州縦貫自動車道宮崎線	全区間
東九州自動車道	門川インターチェンジから清武ジャンクションまで及び末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまで
八代日奈久道路	全区間
鹿児島道路	全区間
延岡南道路	全区間
隼人道路	全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

(ﾇ)　企画割引「中京圏ツーリングプラン」

イ）割引をする自動車

A　伊勢道コース

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ）(A)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等（ただし、別添１－１に掲げる自動車の種類がイ（ただし、自動二輪車に限る。）又はハで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。